

市民・企業向け現場等説明会

次 第

と き：令和5年11月24日（金）11：00～
と ころ：二戸地区合同庁舎3階 機能訓練室（午前）
 県境不法投棄現場（午後）

1 開 会

2 挨 拶

3 県境不法投棄現場土地の公売に関する説明

（1）県境不法投棄事案の概要と公売について（資料1）

（2）県境不法投棄現場及び周辺の岩手県差押土地と残存物について（資料2）

（3）水質モニタリング結果について（資料3）

<不法投棄現場へ移動（各自又はマイクロバス）>

4 県境不法投棄現場における現地説明（14：00～）

5 閉 会

県境不法投棄事案の概要と公売について

県で差し押さえている不法投棄現場の土地については、今後公売することとしております。県境不法投棄事案の概要、公売する土地の現状や周辺の土地利用状況等については以下のとおりです。

1 県境不法投棄事案の概要について

- (1) 平成 11 年 11 月、岩手・青森両県警の合同捜査により青森県の産業廃棄物処理業者らが、二戸市と青森県田子町に跨る土地に産業廃棄物を不法投棄していたことが判明。
- (2) 平成 14 年 10 月、本県は原状回復事業に着手。学識経験者及び地元住民等で組織する原状回復対策協議会（齋藤徳美委員長）において合意形成を図りながら、不法投棄廃棄物撤去及び汚染土壌・地下水対策等対策を行ってきた。

区 分	二戸市	青森県田子町	計
土地面積 (ha)	16	11	27
不法投棄総量 (万トン)	35	115	150

- (3) 令和 5 年 2 月 4 日（土）開催の第 87 回原状回復対策協議会において、「原状回復宣言」が発出されたところ。

※本説明会にて動画を視聴いただきます。

2 不法投棄現場土地の公売について

(1) 公売の時期

令和 7 年度に実施予定（詳細は追って周知することを予定）

(2) 土地に関する事項

1) 公売対象の土地（岩手県差押土地）（所在：二戸市上斗米字小端地内）

■不法投棄現場跡地（資料 2 赤枠で囲まれた土地 地目：畑、山林）

○面積 約 15ha（合計 15 筆）

【農地法関係】

現場跡地内の登記上の地目が「畑」となっている土地（合計 9 筆、約 8.2ha）については、二戸市農業委員会より令和 3 年 1 月に非農地であることが確認されているため、農地転用許可や、公売の際の買受適格証明書は不要。（「非農地証明書」の取得について、公売時に二戸市農業委員会に確認が必要。）

【森林法関係】

①森林法復旧命令の出されている土地があること

二戸市から現所有者（原因者）に出されているもので、植栽等により森林に戻すことが求められている。復旧方法については、二戸市農林課と調整が必要。

②地域森林計画の対象となっている土地があること

開発時に、開発面積が 1 ha 以上（太陽光発電施設の場合は 0.5ha 以上）となる場合は林地開発許可が必要。

■周辺土地（資料2 青枠で囲まれた土地 地目：山林）

- 面積 約5ha（合計8筆）
- 地域森林計画の対象となっている土地があること

2) 公売対象外の土地

公売する土地に囲まれて第三者土地（資料2 白抜き土地（地番333、350））及び複数人の所有による共有地（資料2 現場跡地の細い通路状の土地（地番356、357-1、359-1））がある。

- 現場跡地内 面積 約1.1ha（1筆：地番333）、地域森林計画対象
- 周辺土地内 面積 約0.8ha（1筆：地番350）、地域森林計画対象
- 現場跡地内共有地 面積 約5ha（3筆：地番356、357-1、359-1）

(3) 現場内の残存物

現場内に以下の残存物があること。

- 既存建屋（資料2 紫色の表示）
旧三栄興業の堆肥舎（差押え物件、公売対象）
- 鋼矢板（資料2 黒色の表示）
県境に設置されていた鋼矢板が、地上露出部は撤去し、地中部分は埋設残置。
50cm程度覆土されている。深さ20m程度。
- 選別施設建屋下の杭（資料2 ピンク色の表示）
選別施設建屋の建設の際に、地盤改良のために打ち込んだコンクリート製パイル杭が、地下1m程度のところで切断されて、地中に残置（深さ17～28m、約200本）。
- 大型井戸に使用したライナープレート（資料2 オレンジ色の表示）
現場内4か所に、大型井戸に使用したライナープレートが埋戻。
大型井戸① 直径3.5m 深さ17.5m
大型井戸② 直径14.0m 深さ12.8m
大型井戸③ 直径9.0m 深さ14.5m
大型井戸④ 直径3.5m 深さ18.7m

(4) 現地の測量

買受人が、土地取得後に実施する。

(5) 土地取得に係る流れ（概要）

- 1) 県が公売
- 2) 公売の入札・落札・売却決定
- 3) 落札者（買受人）が代金納付
- 4) 県が所有権移転手続き
- 5) 買受人が取得した土地に関する関係法令の確認
- 6) 買受人が測量・土地境界確定
- 7) その他買請人において、必要な各種手続きを実施
- 8) 事業着手

(6) インフラ関連

項目		現在利用可能な設備	配管等の状況	(参考) 原状回復作業時の状況
①	飲用水	水道設備なし	なし	川又地区簡易水道からタンク運搬（飲用利用はなし）。
②	電気	なし	送電線（電柱）はあるため受電は可能	交流 3 相 3 線式、電圧 6,000 ボルト（周波数 50 ヘルツ）を引込み
③	汚水	なし	なし	トイレは汲み取り式
④	雑排水	なし	なし	
⑤	雨水	調整池	—	北及び南調整池
⑥	電話	なし	有線引込みは可能	有線引込み
		携帯電話	別途要確認	

(7) その他

	項目	現状
水量等	1 水源（川、沢等）	1 近隣に沢等無し
	2 調整池の状況	2 南調整池 V=960 m ³ 、北調整池 V=640 m ³
	3 降水量	3 1068 mm（二戸市の 2018 年～2022 年の平均）
	4 積雪量	4 相当の降雪量（データなし）
道路	1 接道	1 民有地が介在
	2 周辺道路の状況	2 町道等、幅員約 4 メートル、アスファルト舗装、砂利道
自然条件	1 風速	1 強風の時が多い
	2 土壌	2 透水性悪い（粘土質）
地理的条件	1 立地	1 公共交通機関はなし 車で浄法寺インター約 30 分、田子町役場約 30 分、二戸市役所約 50 分
	2 周辺の土地利用	2 森林、牧草地、畑

3 水質モニタリング結果について

資料 3 のとおり。

4 跡地活用に係る意見等について

市民の代表者等により構成された「県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループ（平成 26 年度～令和 4 年度）」及び「県境不法投棄事案に関するフォローアップ会議（令和 5 年度～）」などで、これまでに寄せられている跡地活用への提案（実現の可能性を考慮したもの）は、次のとおりです。

- ・市民による植樹（森林再生）
- ・市民、小中高校生による花畑の整備（菜の花等）
- ・公園の整備

公売に参加される際には、このような地元住民の意見があることをご承知おきくださるようお願いいたします。

県境不法投棄現場及び周辺の岩手県差押土地と残存物



大型井戸①（直径3.5m）
ライナープレート
（地中に埋戻し済、現在更地）



大型井戸②（直径14.0m）
ライナープレート
（地中に埋戻し済、現在更地）

県境鋼矢板
（地中に埋戻し済、現在更地）



建屋下の杭
（地中に埋戻し済、現在更地）



北調整池



大型井戸③（直径9.0m）
ライナープレート
（地中に埋戻し済、現在更地）



既存建屋（堆肥舎）



岩手県差押土地（二戸市上斗米字小端地内）

	代執行現場	登記簿上の地目	森林法復旧命令	地域森林計画	筆数	面積（㎡）
①	現場内	畑 (R3年1月に二戸市農業委員会から非農地証明が出されている。) ^{※1}	無	無	9	81,988
②	現場内	山林	有 ^{※2}	有 ^{※3}	2	27,645
③	現場内	山林	無	有 ^{※3}	1	6,329
④	現場内	山林	無	無	3	32,834
⑤	周辺土地	山林	無 (一部に出されていた命令はR5解除)	有 ^{※3}	8	49,891
合計					23	198,687

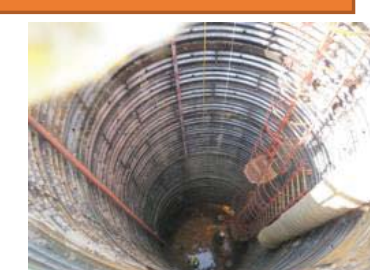
※1 農地法に係る制約：非農地証明書が発行された農地は、農地法第4条や農地法第5条の許可を受けることなく、宅地や山林などの現況地目に変更する登記を申請することが可能。

※2 森林復旧命令有：土地所有者に出されている命令であり、植栽等により森林に戻すことが求められている（具体の方法等については、二戸市農林課に確認）。

※3 地域森林計画有：開発時に、開発面積が1ha以上（太陽光発電施設の場合は0.5ha以上）となる場合は林地開発許可が必要。



南調整池



大型井戸④（直径3.5m）
ライナープレート
（地中に埋戻し済、現在更地）